

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I

【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

新潟県三条市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 23 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	三条市立嵐南小学校	907 名	47 名
2	三条市立月岡小学校	357 名	23 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

対象校 1 は、平成 26 年度に 3 小学校が統合し、中学校と同一校舎で学ぶ小中一体校である。特別支援学級が 5 学級あり、中学校特別支援学級 3 学級と合わせて、小・中で一貫したカリキュラムに基づいた教育活動が展開されている。特別支援学級は、小・中学校が同じスペースに配置され、児童生徒の交流活動の展開等、特別支援教育における小中一貫教育の指針となっている。一方、校内における通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」について、学習面での交流を、年間を通じて計画的に行うことが課題であった。そこで、対象児 3 人の生活の場となっている交流学級における「交流及び共同学習」を充実させるための支援内容・方法とその成果を明らかにし、市内教職員へ向け発信することとした。

対象校 2 は、特別支援学級 4 学級が設置され、市内小学校に 2 学級設置の病虚弱学級が設置されている内の 1 校である。病虚弱学級をはじめとする特別支援学級における実績から、市内特別支援教育のリーダー的位置付けがなされている学校である。学校の教育活動に対する保護者の理解は深く協力的である。一方、学校と保護者の間で、対象児の現在の状況や必要な指導・支援を共有した上で取組を進めることが課題であった。そこで、保護者の理解と協力を得ながら進める対象児の障害特性や発達の状況に応じた指導・支援を行い、その成果を明らかにすることとした。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

教育委員会担当指導主事が、定期的にモデルスクールを訪問し、対象児の状況等を観察するとともに取組状況の確認を行うことにより、指導助言や成果の検証等を行った。また、合理的配慮協力員をモデルスクールに配置し、教育委員会と連携しながら本業務を担当した。さらに、年間 3 回運営協議会を開催し、合理的配慮協力員ならびにモデルスクール担当教職員、担当指導主事、特別支援学校教職員、医療機関医師等による、取組内容の成果と課題等について協議を行い、モデルスクールにおける指導・支援の内容や方法の改善を図った。

#### 【モデルスクールとして行った取組】

各学期に1回の保護者面談を行い、該当学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、合理的配慮協力員の同席のもと、対象児童の成長の様子を情報交換し、個別の指導計画等に基づいた取組の評価及び次学期の短期目標の設定、合理的配慮の検討とその有効性についての協議を行った。さらに、児童に対する合理的配慮を図るために、校内の教職員に対しても取組内容を共有し全校体制を整えて取り組んだ。これらの取組の状況や成果を資料としてまとめ、市内教職員に向けて研修会において発表した。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

具体的な成果として次の点があげられる。

#### 対象校 1

##### ① 障害特性や通常学級児童との学習活動を考慮した教育課程の編成

特別支援学級では、障害の克服と通常学級での学習活動に必要な知識・技能の習得、身体機能の保持向上へ向けた教育課程を編成した。また、本児の特性に応じて通常学級の学習内容を精選し、必要な変更・調整を行った。その結果、特別支援学級で培った技能を活かした通常学級での自主的な学習活動が可能になり、交流学級での学習に対する積極が高まり友達との関わりも増えた。

##### ② 校内体制を整備した全教職員による取組

全教職員が、対象児の障害特性や現在の状況及び目標について共通理解を図る場を定期的に設けている。その場において、対象児が教科・領域の学習活動等に参加するための合理的配慮を検討し、全校体制で取り組むための環境整備や役割分担の確認をしている。このことにより、当該学年の児童と同じ学習活動に参加が可能となり、対象児の学習の成就感や学習を通じた集団への帰属感につながっている。

##### ③ 全校児童や保護者・地域への理解・啓発を進める配慮

中学校区でインクルーシブ教育を推進する特別支援教育の方向を地域住民、保護者、教職員で共有している。また、保護者に対して、学級便りを通じて当該学級の交流及び共同学習の取組について紹介する配慮を行っている。そのことが、障害のある児童への理解や障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ意義や障害のある児童の多様性の理解・啓発につながっている。

## 対象校 2

### ④ 対象児の実態や教育的ニーズに沿った指導ならびに家庭との連携・協力

対象児の1人は運動面の発達の遅れがあり、もう1人は四肢麻痺があるため、特別支援学級において身体機能の保持向上へ向けた教育活動を行うとともに、学校と家庭とが連携し家庭でも訓練を継続して行った。その結果、運動機能や筋力の向上が図られることで対象児の自信となり、交流学級での学習への意欲が高まり友達との関わりも増えた。

### ⑤ 校内体制を整備した全教職員による取組

全教職員が、個別の指導計画を基に対象児の障害特性や状況等について共通理解を図る場を定期的に設け、対象児が学校行事等に参加するための合理的配慮を検討し、環境整備や役割分担の確認をしている。このことにより、他の児童と同じ活動に参加が可能となり、対象児は積極的な気持ちで行事等に参加し帰属感や満足感につながっている。

### ⑥ 全校児童や保護者・地域への理解・啓発を進める配慮

管理職が全校児童に対して障害理解や共生社会を目指す内容の講話をし、通常学級の担任が学級の児童に指導をすることにより、偏見や差別をしない心情や態度を育てる取組を行っている。一方、保護者や地域住民に対して、学校便りや保護者会等を通じて当該校の特別支援教育への取組について紹介することにより、障害のある児童への理解や障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ意義等についての理解・啓発を進めている。

## 【課題】

課題として次の2点があげられる。

### 対象校 1

#### ① 合意形成や合理的配慮に関する教職員の知識・技能の向上

対象児の成長に伴い、教育的ニーズや交流及び共同学習を成立させるための合理的配慮も変化する。児童の実態を正確に把握する技能、保護者と適切に合意形成を図る交渉のための技能、合理的配慮に対する知識や特性に応じた合理的配慮を構想する技能などが教職員に求められる。教職員の知識・技能向上のための研修体制の一層の整備が必要となる。

### 対象校 2

#### ② 障害のある児童に対する支援内容・方法の引継ならびに家庭との連携・協力の継続

対象児については、特別支援学級担任の計画的・継続的な指導及び支援により十分な成果を上げている。今後、対象児の身体の成長にともない、さらに発達段階に応じた訓練が必要になることが推察される。そのため、対象児の進級や進学に向けた指導内容・方法、校内指導体制の確実な引継が必要となる。そして、家庭と継続的に同一步調で訓練を行うことにより、効果的な取組につながり大きな成果が期待できると考える。